自動販売機導入施設一覧表 (物件番号1)

- ·設置台数10台
- ・最低貸付価格(総額・税抜):439,400円(1,300円/台/月×(8台×36ヵ月+1台×31ヵ月+1台×19ヵ月))

No.	建物名称及び所在地	貸付場所	貸付面積 (㎡)	販売品目	売上参考 (R4年度年 額)
1	中央清掃事務所 南区南30条西8丁目7-1	1階 (玄関ホール)	0. 7	清涼飲料水	432, 910
2	白石清掃事務所 白石区東米里2170-1	2階 (廊下)	0. 88	清涼飲料水	131, 830
3	処理場管理事務所 東区東苗穂2条2丁目2-1	1階 (廊下)	0. 68	清涼飲料水	69, 990
4	発寒清掃工場(清掃工場分) 西区発寒15条14丁目1-1	4階 (食堂)	0. 85	清涼飲料水	75, 330
5	篠路破砕工場(管理棟分) 北区篠路福移153	1階 (ロビー)	0. 87	清涼飲料水	17, 110
6	篠路破砕工場(破砕工場分) 北区篠路福移153	1 階 (工作室)	0. 77	清涼飲料水	137, 020
7	中沼プラスチック選別センター 東区中沼町45-11	2階 (休憩室)	0. 85	清涼飲料水	62, 650
8	中沼雑がみ選別センター 東区中沼町45-19	1階 (玄関風除室内)	0. 83	清涼飲料水	83, 070
9	北清掃事務所 北区屯田町990-3	1階(洗面所)	0. 75	清涼飲料水	295, 040
10	西清掃事務所 西区発寒15条14丁目2-1	2階 (廊下)	0. 68	清涼飲料水	292, 400
	合 計		7. 86		1, 597, 350

【貸付期間(月数)】

① No. 1~8 : 令和5年9月1日~令和8年8月31日(36ヵ月) ② No. 9 : 令和5年9月1日~令和8年3月31日(31ヵ月) ③ No. 10 : 令和5年9月1日~令和7年3月31日(19ヵ月)

【留意事項】

- ・物件1~3の申込みを重複して行うことができます。
- ・入札前に必ず上記一覧表及び別添図面により現地設置場所を確認してください。事前に、現地確認日時について、各施設の施設管理者に連絡してください。
- ・上記一覧にある売上額はあくまで参考数値であり、今後の売上を保証するものではありません。
- ・上記一覧の設置面積は参考数値です。現地確認のうえ、現状の寸法を目安に機種選定してください。
- ・販売品目「清涼飲料水」の提供方法は缶またはペットボトルなどの密閉式容器とします。

自動販売機導入施設一覧表 (物件番号2)

- ·設置台数13台
- ・最低貸付価格(総額・税抜):512,200円(1,300円/台/月×(8台×35ヵ月+2台×30ヵ月+3台×18ヵ月))

No.	建物名称及び所在地	貸付場所	貸付面積 (㎡)	販売品目	売上参考 (R4年度年 額)
1	白石清掃事務所 白石区東米里2170-1	1階(業務入口玄関)	0. 63	清涼飲料水	158, 880
2	豊平·南清掃事務所 南区真駒内602	1階 (玄関)	0. 85	清涼飲料水	276, 200
3	発寒清掃工場(清掃工場分) 西区発寒15条14丁目1-1	4階 (食堂)	0. 65	清涼飲料水	96, 880
4	発寒清掃工場(破砕工場分) 西区発寒15条14丁目1-1	1 階 (階段室)	0. 82	清涼飲料水	78, 090
5	白石清掃工場(清掃工場分) 白石区東米里2170-1	1 階 (管理棟ロビー)	0. 82	清涼飲料水	184, 080
6	篠路破砕工場(管理棟分) 北区篠路福移153	1階 (ロビー)	0. 65	清涼飲料水	30, 290
7	中沼プラスチック選別センター 東区中沼町45-11	2階 (休憩室)	0. 63	清涼飲料水	44, 620
8	中沼雑がみ選別センター 東区中沼町45-19	1階 (玄関風除室内)	0. 76	清涼飲料水	50, 140
9	北清掃事務所 北区屯田町990-3	1階 (洗面所)	0. 65	清涼飲料水	133, 820
10	東清掃事務所 東区丘珠町873-1	1階 (洗面所内)	0. 58	清涼飲料水	225, 010
11	西清掃事務所 西区発寒15条14丁目2-1	2階 (廊下)	0. 65	清涼飲料水	70, 460
12	駒岡清掃工場(清掃工場分) 南区真駒内602	3階 (食堂)	0. 65	清涼飲料水	48, 080
13	駒岡清掃工場(破砕工場分) 南区真駒内602	1階 (階段室)	0. 65	清涼飲料水	130, 900
	合 計		8. 99		1, 527, 450

【貸付期間(月数)】

① No. 1~8 : 令和5年10月1日~令和8年8月31日(35カ月) ② No. 9、10: 令和5年10月1日~令和8年3月31日(30カ月) ③ No. 11~13: 令和5年10月1日~令和7年3月31日(18カ月)

【留意事項】

- ・物件1~3の申込みを重複して行うことができます。
- ・入札前に必ず上記一覧表及び別添図面により現地設置場所を確認してください。事前に、現地確認日時について、各施設の施設管理者に連絡してください。
- ・上記一覧にある売上額はあくまで参考数値であり、今後の売上を保証するものではありません。
- ・上記一覧の設置面積は参考数値です。現地確認のうえ、現状の寸法を目安に機種選定してください。
- ・販売品目「清涼飲料水」の提供方法は缶またはペットボトルなどの密閉式容器とします。

自動販売機導入施設一覧表 (物件番号3)

- ·設置台数17台
- ・最低貸付価格(総額・税抜):672,100円(1,300円/台/月×(12台×34ヵ月+2台×29ヵ月+3台×17ヵ月))

NI.	7キャト クェトフィッニンナー	₩ /118=c	貸付面積		売上参考(R4年
No.	建物名称及び所在地 	貸付場所	(m²)	販売品目	度年額)
1	中央清掃事務所	1階	0. 59	清涼飲料水	115, 130
	南区南30条西8丁目7-1	(玄関風除室内)			
2	白石清掃事務所	1階	0. 7	清涼飲料水	199, 770
	白石区東米里2170-1	(委託入口玄関)			
3	処理場管理事務所	1階	0. 59	清涼飲料水	34, 770
	東区東苗穂2条2丁目2-1	(廊下)			
4	山本処理場	1階	0. 68	清涼飲料水	100, 100
	厚別区厚別町山本1065	(玄関)			
5	山口処理場	1階	0. 59	清涼飲料水	41, 880
3	手稲区手稲山口364	(玄関)			
6	東米里処理場	1階	0. 59	清涼飲料水	47, 940
	白石区東米里706	(ホール)			
7	発寒清掃工場(清掃工場分)	1階	0. 65	清涼飲料水	30, 540
'	西区発寒15条14丁目1-1	(エレベーター横)			
8	発寒清掃工場(破砕工場分)	2階	0. 59	清涼飲料水	47, 470
0	西区発寒15条14丁目1-1	(ホール)			
9	白石清掃工場(灰溶融棟分)	4階	0. 89	清涼飲料水	53, 100
	白石区東米里2170-1	(廊下)			
10	ごみ資源化工場	2階	0. 86	清涼飲料水	145, 060
10	北区篠路福移153	(投入ステージ入口付近)			
11	ごみ資源化工場	2階	0. 86	清涼飲料水	215, 890
	北区篠路福移153	(投入ステージ入口付近)			
12	クリーンセンター	1階	0. 65	清涼飲料水	14, 060
12	手稲区手稲山口318	(風除室B)			
13	北清掃事務所	2階	0. 59	清涼飲料水	72, 670
13	北区屯田町990-3	(踊り場)			
14	東清掃事務所	1階	0. 64	清涼飲料水	105, 160
14	東区丘珠町873-1	(廊下)			
15	西清掃事務所	2階	0. 59	清涼飲料水	89, 880
1:0	西区発寒15条14丁目2-1	(廊下)			
16	駒岡清掃工場(清掃工場分)	1階	0. 66	清涼飲料水	56, 940
	南区真駒内602	(玄関)			
17	駒岡清掃工場(清掃工場分)	1階	0. 59	清涼飲料水	49, 200
	南区真駒内602	(玄関)			
	合 計		11. 31		1, 419, 560

【貸付期間(月数)】

① No. 1~12 : 令和5年1 1月1日~令和8年8月31日 (34カ月) ② No. 13、14 : 令和5年11月1日~令和8年3月31日 (29カ月) ③ No. 15~17 : 令和5年11月1日~令和7年3月31日 (17カ月)

【留意事項】

- ・物件1~3の申込みを重複して行うことができます。
- ・入札前に必ず上記一覧表及び別添図面により現地設置場所を確認してください。事前に、現地確認日時について、各施設の施設管理者に連絡してください。
- ・上記一覧にある売上額はあくまで参考数値であり、今後の売上を保証するものではありません。
- ・上記一覧の設置面積は参考数値です。現地確認のうえ、現状の寸法を目安に機種選定してください。
- ・販売品目「清涼飲料水」の提供方法は缶またはペットボトルなどの密閉式容器とします。

仕 様 書(飲料用自動販売機、物件番号1)

1 自動販売機(以下「自販機」という。)の規格及び条件

(1) 大きさ

設置面積(電源接続部分及び放熱スペースを含む。)は、別紙1の貸付面積の範囲内とし、高さは2m以内とすること。

(2)環境対策

① 省エネ

「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「ピークカット」、「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とすること。

② ノンフロン

二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とすること。

(3) 販売品目

ペットボトル・缶飲料自販機(お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の缶又はペットボトルなどの密閉式容器入りの飲料とし、酒類の販売は行わないこと。)

(4)販売価格

標準小売価格以下で販売すること。

2 遵守事項

- (1)安全対策
 - ① 転倒防止

「自動販売機の据付基準」(JIS 規格)及び「自動販売機据付基準マニュアル」(日本自動販売機工業会作成)を遵守した措置を講じるものとすること。

② 财犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨の使用による犯罪の防止 に万全を尽くすものとすること。

また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」(日本自動販売機工業会作成)を遵守し、犯 罪防止に努めるものとすること。

- (2)使用済み容器の回収
 - 回収ボックスの設置

自販機付近に回収ボックスを必要数設置し、当該自販機販売商品の空容器について、設置者の責任で適切に回収・リサイクルすること。ただし、施設管理者が設置不要と判断した場合は、設置を義務付けるものではない。また、一度、設置した場合であっても、施設管理者が不要と判断した場合は、速やかに撤去すること。

② 回収ボックスの規格

ア 素材

プラスチック製又は金属製とすること。

イ 容積

回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に 散乱しない十分な収容容積とすること。

ウ その他

なお、本物件は、中央清掃事務所及び北清掃事務所については回収ボックスの設置を要しない。

また、使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は一般ゴミが入りにくい構造のものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図ること。

- (3) 自販機の管理運営
 - ① 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並び

に自販機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。

- ② 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行い、維持に努めること。また、自販機の故障時等の連絡先を大きく明記したステッカーを硬貨等投入口周辺の見やすい位置に貼り付け、つり銭不足や故障等の苦情があった場合は即時対応すること。
- ③ 施設管理者が必要と認めた場合には、自販機の設置場所を変更すること。

3 貸付期間

別紙1のとおり。設置場所により貸付期間が異なるため留意すること。

4 貸付料

市が設定する最低貸付価格(総額、消費税抜き)以上で、最高の入札価格(総額、消費税抜き)をもって決定した方が提示した入札価格(月額、消費税抜き)に消費税及び地方消費税の相当額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)について、貸付期間で計算した合計額とする。

5 加算料

設置者において各自販機ごとに電気等の使用量を計測するメーター(子メーター)を取り付けるものとし、それにより算出された料金を市が定める期日までに市が発行する納入通知書により納入する。

6 売上手数料

徴収しない。

7 売上状況の報告

毎年 10 月末日及び4月末日までに賃貸借契約に係る前月までの売上状況(月別の販売数及び売上金額)を報告すること。

8 費用負担

- (1) 自販機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者において負担する。
- (2) 電気等の使用量を計測するためのメーターを設置する費用は、設置者において負担する。 なお、設置にあたっては、札幌市の指示に従うものとする。

9 貸付場所の返還

契約の解除等により自販機を撤去する場合は、原状に回復して札幌市の指定する日までに返還しなければならない。

10 自販機設置に伴う事故

札幌市の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

11 商品等の盗難及び破損

- (1) 札幌市の責に帰することが明らかな場合を除き、札幌市はその責を負わない。
- (2)設置者は、商品及び自販機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

仕 様 書(飲料用自動販売機、物件番号2)

1 自動販売機(以下「自販機」という。)の規格及び条件

(1) 大きさ

設置面積(電源接続部分及び放熱スペースを含む。)は、別紙2の貸付面積の範囲内とし、高さは2m以内とすること。

(2)環境対策

① 省エネ

「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「ピークカット」、「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とすること。

② ノンフロン

二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とすること。

(3) 販売品目

ペットボトル・缶飲料自販機(お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の缶又はペットボトルなどの密閉式容器入りの飲料とし、酒類の販売は行わないこと。)

(4)販売価格

標準小売価格以下で販売すること。

2 遵守事項

- (1)安全対策
 - ① 転倒防止

「自動販売機の据付基準」(JIS 規格)及び「自動販売機据付基準マニュアル」(日本自動販売機工業会作成)を遵守した措置を講じるものとすること。

② 防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨の使用による犯罪の防止 に万全を尽くすものとすること。

また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」(日本自動販売機工業会作成)を遵守し、犯 罪防止に努めるものとすること。

- (2)使用済み容器の回収
 - 回収ボックスの設置

自販機付近に回収ボックスを必要数設置し、当該自販機販売商品の空容器について、設置者の責任で適切に回収・リサイクルすること。ただし、施設管理者が設置不要と判断した場合は、設置を義務付けるものではない。また、一度、設置した場合であっても、施設管理者が不要と判断した場合は、速やかに撤去すること。

② 回収ボックスの規格

ア 素材

プラスチック製又は金属製とすること。

イ 容積

回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に 散乱しない十分な収容容積とすること。

ウ その他

なお、本物件は、北清掃事務所については回収ボックスの設置を要しない。

また、使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は一般ゴミが入りにくい構造のものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図ること。

- (3) 自販機の管理運営
 - ① 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自販機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。

- ② 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行い、維持に努めること。また、自販機の故障時等の連絡先を大きく明記したステッカーを硬貨等投入口周辺の見やすい位置に貼り付け、つり銭不足や故障等の苦情があった場合は即時対応すること。
- ③ 施設管理者が必要と認めた場合には、自販機の設置場所を変更すること。

3 貸付期間

別紙2のとおり。設置場所により貸付期間が異なるため留意すること。

4 貸付料

市が設定する最低貸付価格(総額、消費税抜き)以上で、最高の入札価格(総額、消費税抜き)をもって決定した方が提示した入札価格(月額、消費税抜き)に消費税及び地方消費税の相当額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)について、貸付期間で計算した合計額とする。

5 加算料

設置者において各自販機ごとに電気等の使用量を計測するメーター(子メーター)を取り付けるものとし、それにより算出された料金を市が定める期日までに市が発行する納入通知書により納入する。

6 売上手数料

徴収しない。

7 売上状況の報告

毎年 10 月末日及び4月末日までに賃貸借契約に係る前月までの売上状況(月別の販売数及び売上金額)を報告すること。

8 費用負担

- (1) 自販機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者において負担する。
- (2) 電気等の使用量を計測するためのメーターを設置する費用は、設置者において負担する。 なお、設置にあたっては、札幌市の指示に従うものとする。

9 貸付場所の返還

契約の解除等により自販機を撤去する場合は、原状に回復して札幌市の指定する日までに返還しなければならない。

10 自販機設置に伴う事故

札幌市の青に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

11 商品等の盗難及び破損

- (1) 札幌市の責に帰することが明らかな場合を除き、札幌市はその責を負わない。
- (2)設置者は、商品及び自販機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

仕 様 書(飲料用自動販売機、物件番号3)

1 自動販売機(以下「自販機」という。)の規格及び条件

(1) 大きさ

設置面積(電源接続部分及び放熱スペースを含む。)は、別紙3の貸付面積の範囲内とし、高さは2m以内とすること。

(2)環境対策

① 省エネ

「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「ピークカット」、「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とすること。

② ノンフロン

二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とすること。

(3) 販売品目

ペットボトル・缶飲料自販機(お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の缶又はペットボトルなどの密閉式容器入りの飲料とし、酒類の販売は行わないこと。)

(4)販売価格

標準小売価格以下で販売すること。

2 遵守事項

- (1)安全対策
 - ① 転倒防止

「自動販売機の据付基準」(JIS 規格)及び「自動販売機据付基準マニュアル」(日本自動販売機工業会作成)を遵守した措置を講じるものとすること。

② 防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨の使用による犯罪の防止 に万全を尽くすものとすること。

また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」(日本自動販売機工業会作成)を遵守し、犯 罪防止に努めるものとすること。

- (2)使用済み容器の回収
 - 回収ボックスの設置

自販機付近に回収ボックスを必要数設置し、当該自販機販売商品の空容器について、設置者の責任で適切に回収・リサイクルすること。ただし、施設管理者が設置不要と判断した場合は、設置を義務付けるものではない。また、一度、設置した場合であっても、施設管理者が不要と判断した場合は、速やかに撤去すること。

② 回収ボックスの規格

ア 素材

プラスチック製又は金属製とすること。

イ 容積

回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に 散乱しない十分な収容容積とすること。

ウ その他

なお、本物件は、中央清掃事務所、北清掃事務所については回収ボックスの設置を要しない。また、駒岡清掃工場については、設置する2つの自販機のうち、一方には回収ボックスの設置を要しない。

加えて、使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は一般ゴミが入りにくい構造のものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図ること。

(3) 自販機の管理運営

- ① 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自販機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。
- ② 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行い、維持に努めること。また、 自販機の故障時等の連絡先を大きく明記したステッカーを硬貨等投入口周辺の見やすい位置に 貼り付け、つり銭不足や故障等の苦情があった場合は即時対応すること。
- ③ 施設管理者が必要と認めた場合には、自販機の設置場所を変更すること。

3 貸付期間

別紙3のとおり。設置場所により貸付期間が異なるため留意すること。

4 貸付料

市が設定する最低貸付価格(総額、消費税抜き)以上で、最高の入札価格(総額、消費税抜き)をもって決定した方が提示した入札価格(月額、消費税抜き)に消費税及び地方消費税の相当額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)について、貸付期間で計算した合計額とする。

5 加算料

設置者において各自販機ごとに電気等の使用量を計測するメーター(子メーター)を取り付けるものとし、それにより算出された料金を市が定める期日までに市が発行する納入通知書により納入する。

6 売上手数料

徴収しない。

7 売上状況の報告

毎年 10 月末日及び4月末日までに賃貸借契約に係る前月までの売上状況(月別の販売数及び売上金額)を報告すること。

8 費用負担

- (1) 自販機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者において負担する。
- (2) 電気等の使用量を計測するためのメーターを設置する費用は、設置者において負担する。 なお、設置にあたっては、札幌市の指示に従うものとする。

9 貸付場所の返還

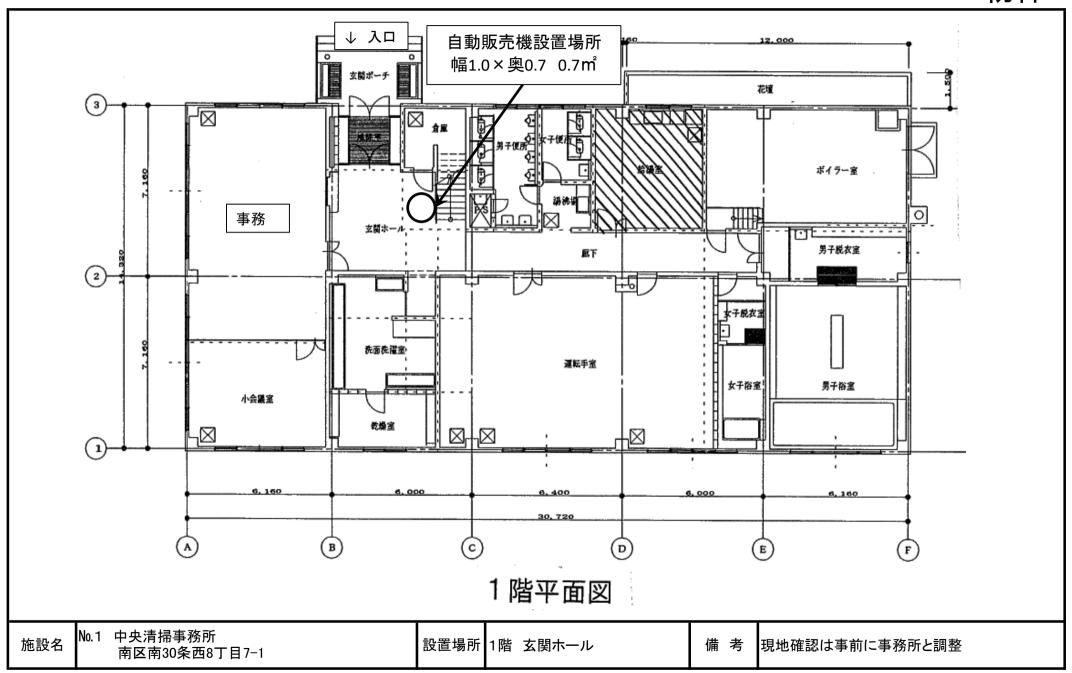
契約の解除等により自販機を撤去する場合は、原状に回復して札幌市の指定する日までに返還しなければならない。

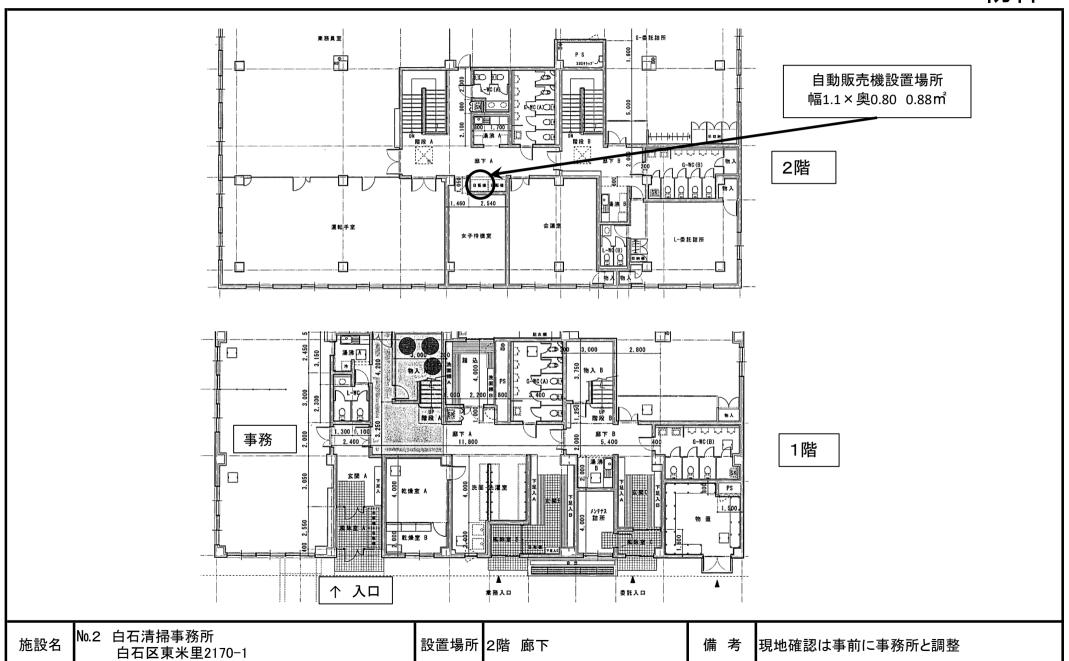
10 自販機設置に伴う事故

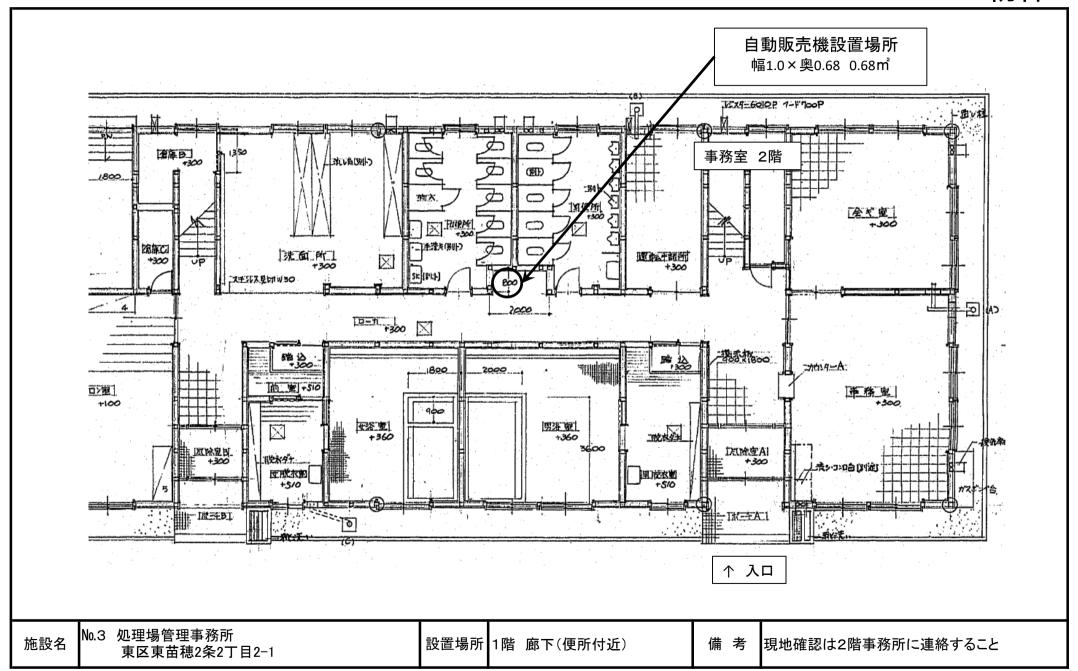
札幌市の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

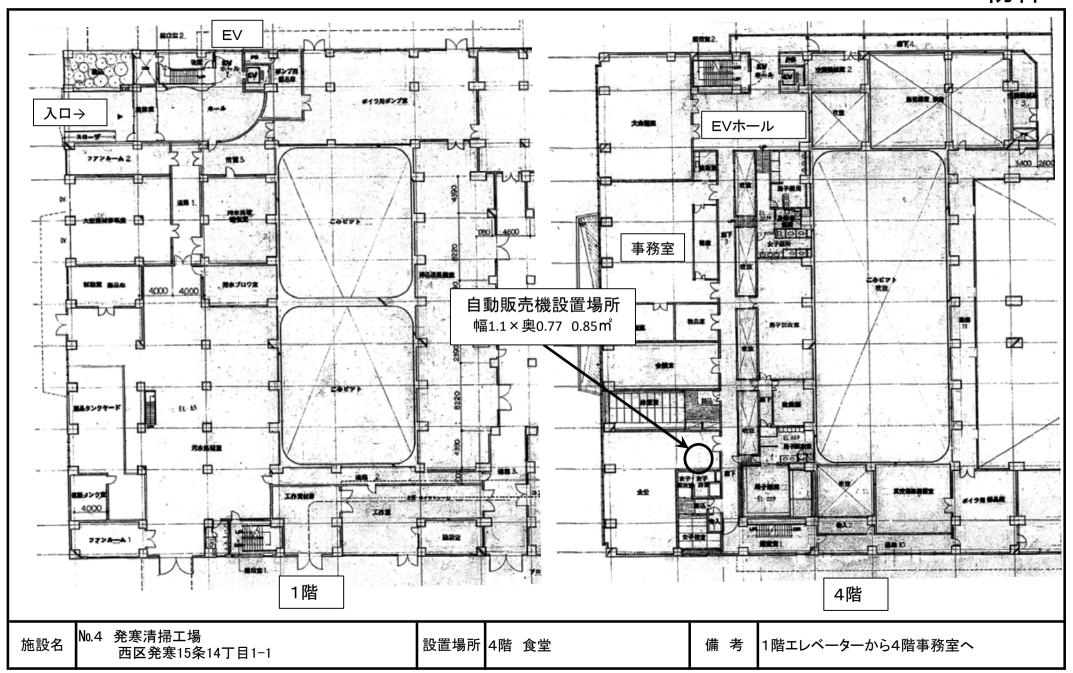
11 商品等の盗難及び破損

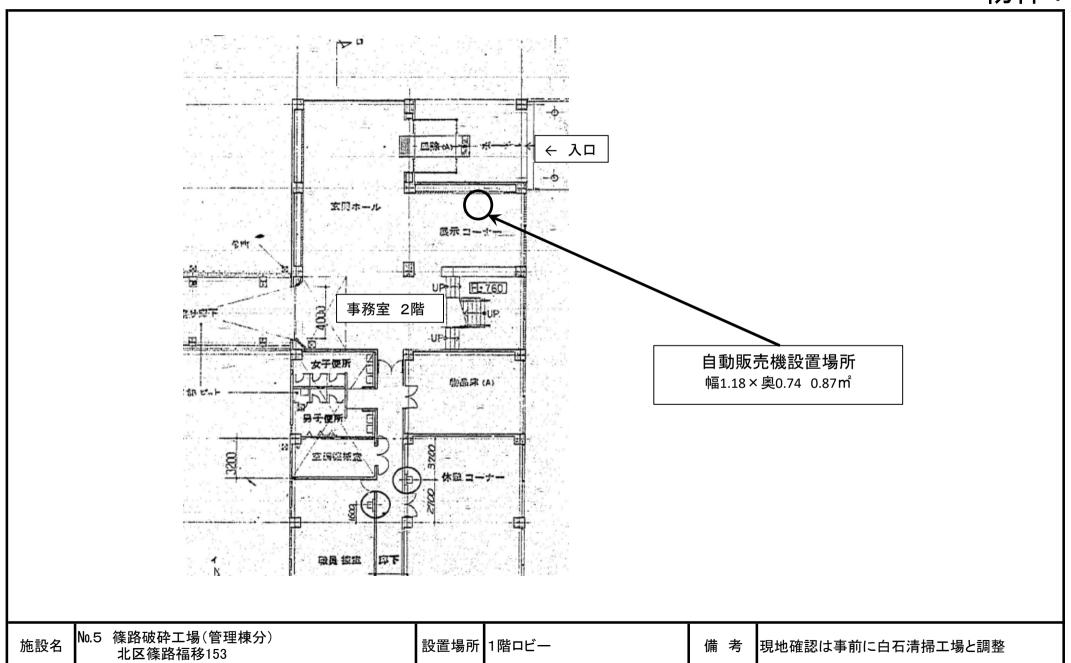
- (1) 札幌市の責に帰することが明らかな場合を除き、札幌市はその責を負わない。
- (2)設置者は、商品及び自販機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

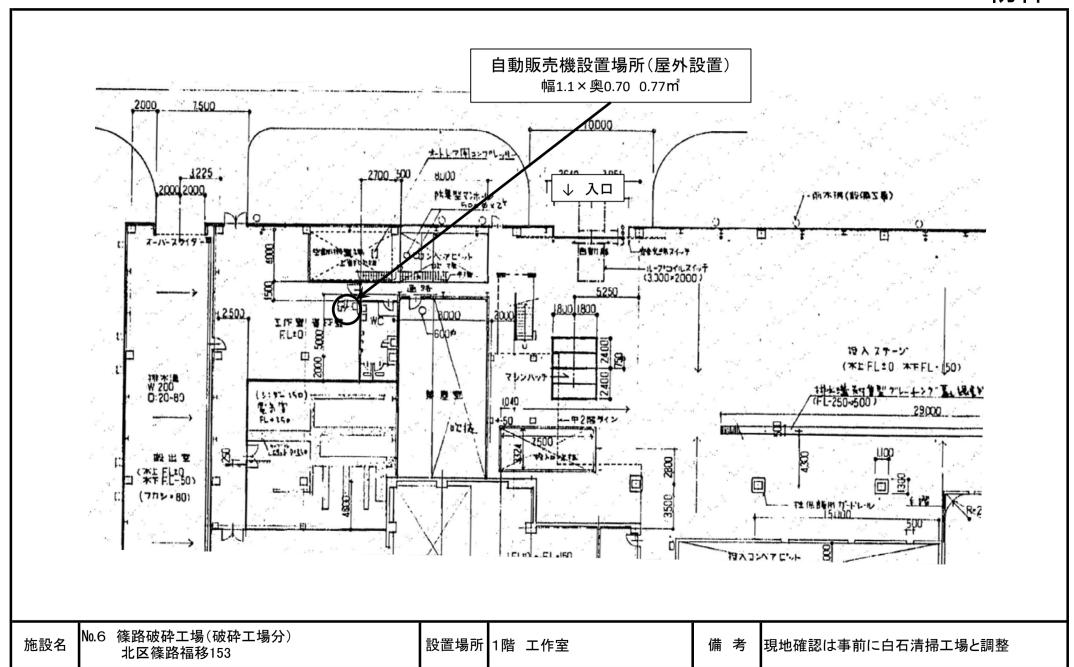












物件1

